

令和5年度 包括外部監査結果について

1 監査テーマ

観光に関する施策の財務事務の執行について

2 選定理由

観光は、地方創生のための重要な施策の一つであると考えます。静岡県においても、県の総合計画である「新ビジョン」の中で、政策の柱の一つに観光交流の拡大を挙げている。

また、産業としての観光は、製造業などに比べて、小規模な事業者が多く、交通や観光施設などの公共的なインフラへの依存も大きいことから、官民一体による観光拠点づくりが必要であり、県に求められる役割や県への期待も大きい。

一方、観光は、新型コロナウイルスの感染拡大によって最も大きな打撃を受けた産業分野の一つである。ウィズコロナからアフターコロナに変わりつつある中で、いかに早く、コロナ前の状態に戻し、更なる成長・発展につなげていけるかが、その地域の今後の経済発展にも大きく影響すると思われる。

静岡県では、令和3年度から4年度にかけて、県の総合計画である「新ビジョン」が、「基本計画」から「後期アクションプラン」に切り替わっている。このタイミングに、県がどのように観光に関する計画を見直したのかを確認し、新計画初年度である令和4年度の施策の実行状況を検証することは、今後の静岡県の成長発展を考える上で重要ではないかと考える。

上記を鑑み、観光に関する施策について、包括外部監査人の立場から、合規性のみならず経済性、効率性、有効性の観点から検討することは有意義であると考え、特定の事件（テーマ）として選定した。

3 実施期間

令和5年6月8日から令和6年3月31日まで

4 監査対象期間

原則として令和4年度を対象とする。

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

5 監査実施者

(1) 外部監査人

公認会計士 加山 秀剛

(2) 補助者

公認会計士 堀井 幸治
公認会計士 上杉 昌代
公認会計士 松井 一
公認会計士 篠原 丈治
弁護士 渡邊 裕太郎

6 監査の対象

(1) 事業

観光に関する施策を所管しているスポーツ・文化観光部の令和4年度の事業から特に金額基準等は設けず、観光関連の事業を監査対象とした。

観光に関する事業は、基本的に観光交流局（観光政策課、観光振興課）が所管している。令和4年度の「全事業一覧」（県が作成した内部管理資料）の観光交流局の所管事業のうち、他の部局が執行している1事業を除外し、それ以外の事業を監査対象とした。また、空港振興局に対するヒアリングを基に、空港振興局の所管事業から観光客の誘致活動に関連する内容を含んでいる事業を2件選定した（下表のNo. 22、23）。

(単位:千円)

No	事業名	所管課名	令和4年度 当初予算額
01	観光施策推進費	観光政策課 観光振興課	29,266
02	観光施設整備事業費	観光政策課	1,100,000
03	おもてなし推進事業費	観光政策課 観光振興課	22,600
04	グリーン・ツーリズム推進事業費	観光政策課	5,200
05	プラサヴェルデ管理運営事業費	観光政策課	60,700
06	伊豆半島ユネスコグローバルジオパーク推進事業費	観光政策課	12,100
07	日本平山頂シンボル施設管理運営事業費	観光政策課	50,800
08	駿河湾フェリー利活用促進事業費	観光振興課	233,700
09	観光情報プラットフォーム運用事業費	観光政策課	65,000
10	3次元点群データ利活用促進事業費	観光政策課	30,000
11	しずおか元気旅推進事業費	観光振興課	316,500
12	観光地ワーケーション受入促進事業費助成	観光政策課	102,000
13	観光デジタル化推進事業費	観光政策課	87,000
14	歴史・文化資源を活用した広域連携事業費	観光振興課	100,500

(単位：千円)

No	事業名	所管課名	令和4年度 当初予算額
15	宿泊施設感染防止対策強化事業費	観光政策課	55,000
16	地域資源を活かした観光促進事業費	観光振興課	30,000
17	ガストロノミーツーリズム推進事業費	観光政策課	40,000
18	中央日本四県観光交流促進事業費	観光振興課	90,000
19	浙江省誘客強化事業費	観光振興課	7,000
20	誘客推進事業費	観光振興課	55,000
21	誘客推進事業費助成	観光振興課	133,000
22	空港企画広報推進事業費	空港振興課	5,351
23	就航・海外交流促進事業費	空港振興課	761,200

(2) 成果・活動指標

県の総合計画である「新ビジョン」及びその分野別計画である「静岡県観光基本計画」に掲げられている成果指標と活動指標について、令和3年度までの前計画からの変更内容、令和4年度の実績値、指標の有効性などの検証などを行った。

7 監査手続の概要

主要な監査手続は、次のとおりである。

- ・ 担当部局に対するヒアリングと基礎資料を基に監査対象事業を抽出
- ・ 監査対象事業の所管課に対して、事前に事業概要等に関するアンケート調査を実施
- ・ 監査対象事業の所管課に対して、担当者ヒアリング及び関係書類の閲覧、基礎データの検証の実施
- ・ 関連施設等の視察・状況確認、現地担当者へのヒアリングの実施
- ・ 監査結果の取りまとめに当たって、事実誤認の発生に配慮し、必要に応じて監査対象部局と意見交換会を実施

8 監査結果

(1) 指摘 0件

(2) 意見 25件

① 補助金の交付に関するもの (6件)

	事業No.	事業名	内容
ア	総論③	—	<p>今回の監査で、所管課の事務に誤りが検出されたわけではないが、補助金交付事業では、消費税等の仕入控除税額の返還漏れが見落とされる潜在的なリスクがある。</p> <p>全庁的なリスクの軽減を図るためには、出納局会計支援課の研修資料等において、実際の補助金交付事業で事業担当者が判断に迷いそうな点や間違いを起しやすいつ点を説明することが望ましい。例えば、公益法人に関する取扱いの説明を加えることなど、研修資料等の見直しを検討されたい。</p>
イ	B-11	しずおか元気旅推進事業費	<p>(一社)ふじさん駿河湾フェリーに対する補助金交付事務で、1回目の交付時に交付変更承認申請漏れ、2回目の交付時に実績報告の提出遅延があった。</p> <p>県民からは、駿河湾フェリーの存続と経営再建が期待される一方で、安易な公費投入には厳しい目が向けられている。所管課は、1件の交付先に対する補助金交付事務に複数の誤りが発生したこと、発生経緯や再発防止の検討状況がきちんと記録されていなかったことを重く受け止め、これらに対する対応が、県民からの期待に対し、十分なものであったかどうか内部検証し、今後の業務に反映させるべきである。</p>
ウ	B-12	観光地ワーケーション受入促進事業費助成	<p>宿泊施設に対して宿泊者がワーケーション利用するための整備費用を補助する事業において、補助金交付先の宿泊施設からワーケーションの利用者数の報告を求めておらず、定量的な効果が確認されていなかった。</p> <p>当事業は令和4年度に終了しているが、今後の同種の補助金交付事業について、交付先に対して、可能な限り事業の実態に即した定量的な成果の確認を行い、事業の効果測定・事後評価を行うことを求めたい。</p>

エ	B-18	中央日本四 県観光交流 促進事業費	県観光協会に対する補助金交付手続で、概算払の金額が年間の実績額を超過した事業が2件あった。いずれも、概算払の時期や金額の検討が不十分だったと言わざるを得ない。
	B-21	誘客推進事 業費助成	概算払の承認時に具体的にどのような検討が行われたのか、なぜ過払いが生じる可能性について検討できなかったのか、といった原因分析や再発防止の検討を実施し、それを基に今後の県観光協会とのやりとりに生かすことを求める。
オ	B-18	中央日本四 県観光交流 促進事業費	<p>県観光協会に対する補助事業において、補助対象人数を目標設定していなかった。目標値がなければ、実績値との比較も行われず、事後評価も予算策定時の想定に比べて、応募数が少なかったという定性的な分析だけで終わっている。これでは、所管課が事業を十分にコントロールしているとは言えない。</p> <p>所管課は、今後の県観光協会に対する個々の補助事業について、具体的な目標値を明確に設定し、県観光協会と目標を共有しながら事業を進めていくことを求める。</p>

② 委託契約に関するもの（1件）

	事業 No.	事業名	内容
ア	B-22	空港企画広 報推進事業 費	<p>3件の同種の委託契約が当事業の他に二つの事業に計上されていることを検出した。</p> <p>検出事項は、地方自治法や県の規則に違反しているものではなく、事業担当者によって意図的に契約を分割し、複数の事業に計上されたものでもないことも確認したが、そのような疑念を持たれないように、全体の状況が分かるような資料を明確に残しておくべきだった。</p>

③ 事業の在り方・進め方に関するもの（8件）

	事業 No.	事業名	内容
ア	B-01	観光施策推 進費	<p>「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」の直近3年度の公表時期は、令和2年度が翌年度8月、令和3年度と令和4年度が翌年度の11月という状況である。内容の確認作業に慎重を期すため、公表時期が遅くなっているが、具体的な公表予定時期などは特に設定されていない。</p> <p>所管課には、具体的な公表予定時期を設定して、作業の効率化と公表の早期化を検討することを求める。</p>

イ	B-03	おもてなし 推進事業費	<p>宿泊産業振興事業の研修に参加している施設は研修を委託している静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合の会員に偏っていて、参加施設数も少ない。</p> <p>所管課に対して、非組合員を含め、できるだけ多くの施設が参加できるよう、具体的な取組を求める。</p>
ウ	B-05	プラサヴェ ルデ管理運 営事業費	<p>コンベンションぬまづは、沼津市のキラメッセぬまづと同じ指定管理者に管理業務を委託しており、県と沼津市が協調して、評価懇話会を設置し、指定管理者の選定や評価を行っているが、令和4年度は12月6日に実施していた。</p> <p>所管課は沼津市とともに、今後の会議日程を早めにセッティングするように改善する必要がある。</p>
エ	B-09 (3件)	観光情報プ ラットフォ ーム運用事 業費	<p>観光情報プラットフォームの運用事業において、次の3点の見直しを提案する。</p> <p>①当初予算策定時の事業内容の選定 ②「データ利活用基盤」のデータ収集方法 ③観光情報アプリ「TIPS」の登録者・利活用の拡大方法</p>
オ	B-10	3次元点群 データ利活 用促進事業 費	<p>ジオサイトの3次元点群データ利活用をする事業は、令和4年度までに県内の25か所分のジオサイトのVR画像を作成して完了している。</p> <p>作成されたVR画像は、現在、ジオテラス伊東で体験できるようになっているが、VRゴーグルは2台のみで、多数の人が同時に体験できるような形にはなっていない。また、ジオテラス伊東以外の施設でも体験できるような企画なども具体的に計画されていない。</p> <p>今後、より多くの方が体験できるような取組を展開させていくべきである。</p>
カ	B-13	観光デジタ ル化推進事 業費	<p>観光情報のデジタル化を推進する事業で、今後の「データ利活用基盤」のデータ収集や、観光情報アプリ「TIPS」の利用拡大につなげるために、民間のデータの利活用を提案する。</p>

④ 事業管理に関するもの（7件）

	事業No.	事業名	内容
ア	総論①	—	<p>観光関連事業は、時宜に応じて事業内容が変わりやすいという特徴によって、先の見通しが難しい分、同じ業務を毎年度繰り返し実施する事業に比べて、手続のミスや漏れなどが生じやすい環境にあると言える。</p>

			<p>手続のミスや漏れなどが生じた場合には、発生の経緯や再発防止に関する事後検証を十分に行い、それを明確に記録に残して課内で共有することで、今後の事業管理の精度を高めていくような対応を求める。</p>
イ	総論②	—	<p>監査対象 23 事業のうち、事業固有の成果指標や活動指標を設定している事業は 5 事業にとどまっている。</p> <p>新ビジョンや観光基本計画の成果指標や活動指標は個々の事業評価には馴染まないものが多い。できる限り事業固有の成果指標や活動指標を設定することを提案する。</p>
ウ	B-02	観光施設整備事業費	<p>市町が保有する観光関連施設の整備に対する補助金交付事業において、補助金交付要綱に従って、毎月、市町から工事の進捗率の報告を求めているが、計画と実績の対比が無い場合、工事が予定通り進んでいるのかが分からないなど、市町・県双方の毎月の事務工数に比べて、得られる効果が低いと思われる。市町に対する工事の進捗状況の確認方法と補助金交付要綱の見直しを提案する。</p>
エ	B-04	グリーン・ツーリズム推進事業費	<p>グリーン・ツーリズムの推進事業に関連するWEBサイト「ふじのくに体験型教育旅行びびっと+」のトップページのお知らせ情報が 2019 年以降から更新されていない。</p> <p>WEBサイトの管理運用には継続的なコストが生じることから、サイトの運用を継続するのであれば、そのコストに見合った情報の発信ができるよう、定期的な情報の更新や発信を行うことを提案する。</p>
オ	B-05	プラサヴェルデ管理運営事業費	<p>コンベンションぬまづでは、貸会議場・貸会議室の稼働率を部屋別に計算しているが、1 時間でも使用された日は稼働率が 100%とカウントされるような計算をしている。一方、テーブルやイスの設置・片付けのための使用不能時間を集計していないため、機械的に時間単位稼働率を計算すると、ホールなどは時間単位稼働率が実態より低めに計算される。</p> <p>部屋種類の使用実態に合わせた稼働実態の把握方法や基礎データの集計方法を見直すことを提案する。</p>
カ	B-08	駿河湾フェリー利活用促進事業費	<p>(一社)駿河湾フェリー(以下、「一社」という。)の経営改善戦略では、令和 6 年度までに収支均衡の達成を目標としていたが、令和 5 年 12 月 25 日の一社の定例理事会において、経営改善戦略改定版(案)が承認さ</p>

			<p>れ、収支均衡の達成目標年度を令和9年度に延長し、令和8年度までは拡充分の負担金を継続するものに変更されたことを確認した。</p> <p>所管課は、今後、一社の経営を支援しつつ、業績の推移を厳しく評価し、業績が計画どおりに推移しなかった場合には、将来の駿河湾フェリーの在り方についての検討を早めに進めておくべきであると考えている。</p>
キ	B-17	ガストロノミーツーリズム推進事業費	<p>ガストロノミーツーリズム推進事業は、現在、国としても力を入れている事業であり、県の観光施策の中でも目玉と言える施策である。令和7年度以降も継続して、事業を展開していくことが想定されるのであれば、長期的な事業固有の成果指標も明確に設定し、今後の具体的な誘客活動の成果を定量的に評価できるようにしておくべきである。</p>

⑤ 新ビジョンや観光基本計画に掲げられている成果指標・活動指標（3件）

	指標名	内容
ア	観光客に来てほしいと考える県民の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・評価指標としての有効性 ・調査結果の有効性
イ	地域への誇り、愛着を持つ県民の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・評価指標としての有効性 ・調査結果の有効性
ウ	県内産食材の調達率が5割以上の宿泊施設の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・実績値の調査方法 ・回答率の改善の見直し

9 所感

今年度の監査テーマである「観光」は、本県のみならず、我が国にとって地方創生のための重要な施策の一つとして位置付けられている。国はDMO（観光地域づくり法人）を各地域における「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として位置付け、インバウンド対策などについて戦略的に取り組もうとしている。本県においては、県観光協会が県全域を対象地域としている地域連携DMOとして登録されており、実際に今回の監査対象事業にも県観光協会が行っている事業に対して県所管課が資金的な補助をしているものが多数あった。県観光協会をはじめDMOの活動の主な支出財源は県からの補助、つまり税金が原資になっており、その意味で、県所管課には、DMOの活動を適切に管理する責任がある。個々の事業に対して、できるだけ明確に目標値を設定し、これをDMOとも共有し、結果に対して厳格に事後評価をして、次の事業に生かしていくという管理サイクルをブラッシュアップしていくべきである。

また、観光関連事業は時宜に応じていく必要があり、事業の内容を柔軟に変えていくことが求められる分、先を見通すことが難しく、同じ作業を繰り返す事業に比べて、ミスが起きやすい環境にある。実際に、今回の監査でも補助金交付手続における概算払の見込が適正でなかったと思われるものなど複数検出されたが、先の見通しが難しい分、うまくいかなかった経緯や理由をしっかりと分析し、課内で共有することで次の事業での管理レベルを高めていけるのではないかと思う。

今回の監査対象年度である令和4年度は、観光関連事業にとっては、コロナ禍の混乱期であったとともに、県の総合計画の切替時期でもあった。そのため、今回は、新旧の新ビジョンや観光基本計画を見比べることで、評価指標の見直しの状況やデジタル化などの新しい挑戦が加えられていることを確認した。今後、県の「データ利活用基盤」の民間連携が活発化し、県民だけでなく本県来訪者にも観光情報アプリ「TIPS」が広く利用されるように発展していくことを期待している。

今年度の監査は、ウィズコロナからアフターコロナに変わりつつある中で、観光産業をいかに早くコロナ前の状態に戻し、さらなる成長・発展につなげていけるかが、本県の今後の経済発展にも大きく影響するのではないかという視点から「観光」をテーマに選定した。この点については、所管課も時宜に応じた取組はしているが、事業の実施時には既にニーズが変わってしまっていて想定を下回ったケースや、既に旅行制限なども解除されている中でデジタル化の取組がまだ構築中である状況などが見受けられる。本県の今後の経済発展につなげるには、時流の一步先を読み、迅速かつ柔軟に内部の意思決定をしていく体制を強化していく必要があると感じる。

今回の監査が、県民が期待する、より効果的な観光に関する施策の遂行につながれば幸いである。

10 その他

令和6年3月21日（木）10時から、監査委員へ報告